（船員教育室並びに海技企画官、小型船舶対策官及び水先業務調整官）

第百八条　海技課に、船員教育室並びに海技企画官、小型船舶対策官及び水先業務調整官それぞれ一人を置く。

（削る）

（削る）

2～6　（略）

（クルーズ振興室及び国際企画室並びに産業連携企画調整官及び国際調整官）

第百十二条　産業港湾課に、クルーズ振興室及び国際企画室並びに産業連携企画調整官一人及び国際調整官三人を置く。

2・3　（略）

（削る）

（削る）

4・5　（略）

6　産業連携企画調整官は、命を受けて、港湾の利用に関する事務のうち、港湾における産業の国際競争力の強化に関する重要事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（クルーズ振興室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

7～9　（略）

（建設企画室、港湾保全政策室及び技術監理室並びに技術企画調整官、港湾工事安全推進官、品質確保企画官、技術基準調整官及び国際標準化推進官）

第百十三条　技術企画課に、建設企画室、港湾保全政策室及び技術監理室並びに技術企画調整官一人、港湾工事安全推進官三人並びに品質確保企画官、技術基準調整官及び国際標準化推進官それぞれ一人を置く。

2～5　（略）

6　技術監理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　港湾の施設に関する技術上の基準に関すること（港湾保全政策室並びに技術基準調整官及び国際標準化推進官の所掌に属するものを除く。）。

三・四　（略）

7～12　（略）

13　技術基準調整官は、命を受けて、港湾の施設に関する技術上の基準に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務をつかさどる。

14　（略）

（海事振興企画室及び船員教育室並びに海技企画官、小型船舶対策官及び水先業務調整官）

第百八条　海技・振興課に、海事振興企画室及び船員教育室並びに海技企画官、小型船舶対策官及び水先業務調整官それぞれ一人を置く。

2　海事振興企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　水上運送事業その他の海事局の所掌に係る事業の活動に必要な人材の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること（安全政策課及び海洋・環境政策課の所掌に属するものを除く。）。

二　海事思想の普及及び宣伝に関すること。

3　海事振興企画室に、室長を置く。

4～8　（略）

（クルーズ振興室、産業連携企画室及び国際企画室並びに国際調整官）

第百十二条　産業港湾課に、クルーズ振興室、産業連携企画室及び国際企画室並びに国際調整官三人を置く。

2・3　（略）

4　産業連携企画室は、港湾の利用に関する事務のうち、港湾における産業の国際競争力の強化に関する重要事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（クルーズ振興室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5　産業連携企画室に、室長を置く。

6・7　（略）

（新設）

8～10　（略）

（建設企画室、港湾保全政策室及び技術監理室並びに技術企画調整官、港湾工事安全推進官、品質確保企画官、技術基準審査官及び国際標準化推進官）

第百十三条　技術企画課に、建設企画室、港湾保全政策室及び技術監理室並びに技術企画調整官一人、港湾工事安全推進官三人並びに品質確保企画官、技術基準審査官及び国際標準化推進官それぞれ一人を置く。

2～5　（略）

6　技術監理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　港湾の施設に関する技術上の基準に関すること（港湾保全政策室並びに技術基準審査官及び国際標準化推進官の所掌に属するものを除く。）。

三・四　（略）

7～12　（略）

13　技術基準審査官は、港湾の施設に関する技術上の基準に対する適合性の確認に関する事務をつかさどる。

14　（略）